

平成30年度介護報酬改定等説明会資料

【(介護予防) 小規模多機能型居宅介護】

1	平成30年度介護報酬改定の概要(案)	1
2	介護報酬算定に係る概要	5
3	介護報酬の算定構造(案)	
	小規模多機能型居宅介護	8
	介護予防小規模多機能型居宅介護	9
4	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(案)	10

はじめに

- 平成30年度介護報酬改定等の内容は、今後、厚生労働省より省令・告示・通知等で正式に示されることになります。本日は、その概要(案)を説明します。詳細については、省令・告示・通知等を御参照ください。
- 資料は、平成30年1月26日に開催された「第158回 社会保障審議会給付費分科会」の資料のうち各サービスに関係するページを抜粋しています(平成30年3月6日に開催された「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」資料と同様の内容であると確認済み。)
- 正式な省令・告示・通知等は、厚生労働省の通知発出後に以下のホームページに掲載予定です。また、新たにQ&A等が発出された場合も、同じく掲載予定ですので、随時、更新内容の確認をお願いします。

熊本県HP※>健康・福祉>介護>介護サービス事業所>報酬改定

※熊本県HP <http://www.pref.kumamoto.jp/>

熊本市HP※>分類から探す>しごと・産業・事業者向け>届出・証明・法令・規制
>介護・福祉>介護報酬改定

※熊本市HP <http://www.city.kumamoto.jp/>

平成30年3月

熊本県健康福祉部長寿社会局認知症対策・地域ケア推進課
熊本市健康福祉局福祉部高齢介護福祉課

14. 小規模多機能型居宅介護

1 平成30年度介護報酬改定の概要(案)

14. 小規模多機能型居宅介護

改定事項

- ①生活機能向上連携加算の創設
- ②若年性認知症利用者受入加算の創設
- ③栄養改善の取組の推進
- ④運営推進会議の開催方法の緩和
- ⑤代表者交代時の開設者研修の取扱い
- ⑥介護職員処遇改善加算の見直し

14. 小規模多機能型居宅介護 ①生活機能向上連携加算の創設

概要	※介護予防小規模多機能型居宅介護を含む	
	○ 自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、新たに生活機能向上連携加算を創設する。	
単位数		
	<現行> なし	⇒ <改定後> 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位/月(新設) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位/月(新設)
算定要件等		
	○生活機能向上連携加算(Ⅰ) <ul style="list-style-type: none"> ・訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数200床未満のものに限る。)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言(アセスメント・カンファレンス)を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、介護支援専門員が生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成(変更)すること ・当該理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うことを定期的に行うこと 	
	○生活機能向上連携加算(Ⅱ) <ul style="list-style-type: none"> ・訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数200床未満のものに限る。)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が利用者を訪問し身体状況等の評価(生活機能アセスメント)を共同して行うこと ・介護支援専門員が生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成すること 	

14. 小規模多機能型居宅介護 ②若年性認知症利用者受入加算の創設

概要	※介護予防小規模多機能型居宅介護を含む	
	○ どのサービスでも認知症の方に適切なサービスが提供されるように、現在、通所介護や認知症対応型共同生活介護に設けられている若年性認知症利用者受入加算について、小規模多機能型居宅介護にも創設する。	
単位数		
	○小規模多機能型居宅介護 <現行> なし	⇒ <改定後> 若年性認知症利用者受入加算 800単位/月(新設)
	○介護予防小規模多機能型居宅介護 <現行> なし	⇒ <改定後> 若年性認知症利用者受入加算 450単位/月(新設)
算定要件等		
	○ 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。	

14. 小規模多機能型居宅介護 ③栄養改善の取組の推進

概要	※介護予防小規模多機能型居宅介護を含む	
○ 管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合の評価を創設する。		
単位数		
<現行> なし	⇒	<改定後> 栄養スクリーニング加算 5単位/回（新設） ※6月に1回を限度とする
算定要件等	○ サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。）を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定する。	

14. 小規模多機能型居宅介護 ④運営推進会議の開催方法の緩和

概要	※介護予防小規模多機能型居宅介護を含む	
○ 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、現在認められていない複数の事業所の合同開催について、以下の要件を満たす場合に認めることとする。【通知改正】		
i 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。		
ii 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。		
iii 合同して開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。		
iv 外部評価を行う運営推進会議は、単独開催で行うこと。		

14. 小規模多機能型居宅介護 ⑤代表者交代時の開設者研修の取扱い

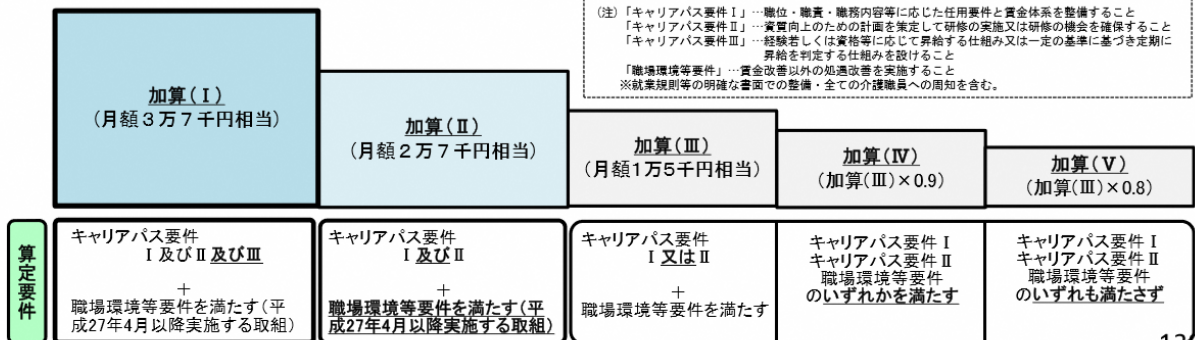
概要	※介護予防小規模多機能型居宅介護を含む	
○ 小規模多機能型居宅介護事業者の代表者（社長・理事長等）については、認知症対応型サービス事業開設者研修を修了している者であることが必要であるが、代表者交代時に研修が開催されておらず、研修を受講できずに代表者に就任できないケースがあることから、代表交代時においては、半年後又は次回研修日程のいずれか早い日までに修了すれば良いこととする。		
一方で、新規に事業者が事業を開始する場合については、事前の準備期間があり、代表交代時のような支障があるわけではないため、代表者としての資質を確保する観点から、原則どおり、新規指定時において研修を修了していることを求めることとする。【通知改正】		

14. 小規模多機能型居宅介護 ⑥介護職員処遇改善加算の見直し

概要	※介護予防小規模多機能型居宅介護を含む
<p>○ 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点を踏まえ、これを廃止することとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。</p> <p>○ その間、介護サービス事業所に対してはその旨の周知を図るとともに、より上位の区分の取得について積極的な働きかけを行うこととする。</p>	

算定要件等
<p>○ 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、別に厚生労働大臣が定める期日（※）までの間に限り算定することとする。</p> <p>※ 平成30年度予算案に盛り込まれた「介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業」により、加算の新規の取得や、より上位の区分の取得に向けて、事業所への専門的な相談員（社会保険労務士など）の派遣をし、個別の助言・指導等の支援を行うとともに、本事業の実施状況等を踏まえ、今後決定。</p>

(参考)介護職員処遇改善加算の区分



2 介護報酬算定に係る概要

生活機能向上連携加算（新設）

自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、新たに生活機能向上連携加算を創設する。

加算名	単位数
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位／月
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位／月

※算定要件等

○生活機能向上連携加算（Ⅰ）

- ・ 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けられる体制を構築し、助言を受けた上で、介護支援専門員が生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成（変更）すること。
- ・ 当該理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと定期的に行うこと。

○生活機能向上連携加算（Ⅱ）

- ・ 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が利用者宅を訪問し身体状況等の評価（生活機能アセスメント）を共同して行うこと。
- ・ 介護支援専門員が生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成すること。

若年性認知症利用者受入加算（新設）

どのサービスでも認知症の方に適切なサービスが提供されるように、現在、通所介護や認知症対応型共同生活介護に設けられている若年性認知症利用者受入加算について、小規模多機能型居宅介護にも創設する。

○小規模多機能型居宅介護

加算名	単位数
若年性認知症利用者受入加算	800単位/月

○介護予防小規模多機能型居宅介護

加算名	単位数
若年性認知症利用者受入加算	450単位/月

※算定要件等

○受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。

栄養スクリーニング加算（新設）

管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合の評価を創設する。

加算名	単位数
栄養スクリーニング加算	5単位/回 ※6月に1回を限度

※算定要件等

○ サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。）を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定する。

介護職員処遇改善加算（見直し）

介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点を踏まえ、これを廃止することとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。

※詳細は、共通編で説明

※4月の報酬算定に係る届出の提出期限：平成30年4月1日

3 介護報酬の算定構造 (案)

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注	注	
		登録者数が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準を満たさない場合 又は	過少サービスに対する減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 (10,320 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100
		要介護2 (15,167 単位)				
		要介護3 (22,062 単位)				
		要介護4 (24,350 単位)				
		要介護5 (26,849 単位)				
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (9,298 単位)				
		要介護2 (13,665 単位)				
		要介護3 (19,878 単位)				
		要介護4 (21,939 単位)				
		要介護5 (24,191 単位)				
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 (565 単位)					
	要介護2 (632 単位)					
	要介護3 (700 単位)					
	要介護4 (767 単位)					
	要介護5 (832 単位)					
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)						
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ) (1月につき 800単位を加算)					
	(2) 認知症加算(Ⅱ) (1月につき 500単位を加算)					
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 800単位を加算)						
ヘ 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ) (1月につき 900単位を加算)					
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ) (1月につき 700単位を加算)					
	(3) 看護職員配置加算(Ⅲ) (1月につき 480単位を加算)					
ト 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 64単位を加算)						
チ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)						
リ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)						
ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)					
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)					
ル 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定) (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))						
ヲ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合					
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき 640単位を加算)					
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき 500単位を加算)					
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算)					
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)					
	(2) ロを算定している場合					
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 21単位を加算)					
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 16単位を加算)					
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算)						
(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)						
ワ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×102/1000)			注 所定単位は、イからワまでにより算定した単位数の合計		
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×74/1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×41/1000)					
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)					
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)					

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注	注
		登録者が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準を満たさない場合 又は	過少サービスに対する減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合	要支援1 (3,403 単位)	×70/100	×70/100	×70/100
		要支援2 (6,877 単位)			
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (3,066 単位)	×70/100	×70/100	+5/100
		要支援2 (6,196 単位)			
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 (419 単位)			
		要支援2 (524 単位)			
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)			
ニ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 450単位を加算)			
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)			
ヘ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)				
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)				
ト 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))			
チ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合				
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき 640単位を加算)				
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき 500単位を加算)				
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算)				
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)				
	(2) ロを算定している場合				
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 21単位を加算)				
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 16単位を加算)				
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算)					
(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)					
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×102/1000)			注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×74/1000)				
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×41/1000)				
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)				
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)				

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

4 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(案)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス)

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他の	該当する	体制等	割引	
各サービス共通			地域区分	1 1級地 4 6級地	7 3級地 5 その他	2 4級地 3 5級地	1 なし 2 あり
			職員の次員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員			
73 小規模多機能型居宅介護	1 小規模多機能型居宅介護事業所 サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所		若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり			1 なし 2 あり
			看護職員配置加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ			
68 小規模多機能型居宅介護(短期利用型)	1 小規模多機能型居宅介護事業所 サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所		看護職員配置加算	1 なし 2 あり			1 なし 2 あり
			看護職員配置加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ			
75 介護予防小規模多機能型居宅介護	1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 サテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所		看護職員配置加算	1 なし 2 あり			1 なし 2 あり
			看護職員配置加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ			
69 介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用型)	1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 サテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所		若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり			1 なし 2 あり
			看護職員配置加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ			